

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にAに所在するB会社（以下「会社」という。）に入社し、野菜の集荷販売等を担当する係長として営業の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、自宅でソファーに座ってテレビを見ていたところ、突然ソファーから崩れ落ちたので、救急要請し、Cセンターに搬送されたという。被災者は、同日午後〇時〇分に死亡が確認された。同センター医師作成の死体検案書によると直接死因は、「心臓突然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者が心疾患を発症し死亡したのは業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の死体検案書、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書及び症状経過等に照らし、当審査会としても、被災者は、平成〇年〇月〇日に致死的不整脈による心停止（以下「本件疾病」という。）を発症し、同日死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の業務について、本件疾病の発症直前から前日までの間における異常な出来事に遭遇した事実は認められず、また、短期間（発症前おおむね1週間）の間に、特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(4) 発症前の長期間における業務の過重負荷の有無について

ア 認定基準においては、発症前1か月間に特に著しいと認められる長時間労働に従事した場合（おおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合）、発症前2ないし6か月間にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事した場合（1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合）は、業務と発症との関連性が強いと評価するとされている。

イ 監督署長は、被災者の労働時間について、原則として「係長職以下の勤務

時間管理表」（以下「勤務時間管理表」という。）に従って始業・終業時刻を認定し、出張期間については実労働を行っていることが資料により明らかなものに限り、労働時間として認定している。

ウ 請求人は、監督署長による労働時間の認定について、会社事務所でのデータ入力作業後、分荷作業が始まるまでの中抜き時間は、少なくとも断続的に労働が行われた時間として取り扱うべきであり、これらを踏まえると、被災者は1か月当たり100時間を超える長時間労働に従事していたと主張する。

しかし、当該中抜き時間については、会社事務所での待機が義務付けられているわけではなく、会社関係者の多くは、被災者も含め、食堂や休憩室等にて休憩していたと申述しているところであり、当審査会としても、監督署長が当該中抜き時間を休憩時間と認定したことは妥当であると判断する。

エ しかしながら、会社の提出資料によると、被災者は「休日に分荷作業を行った場合に支給される」とされている日直手当を支給される勤務が、多い月で8回、少ない月でも3回あったことが認められるところ、勤務時間管理表においては、それらが全て反映されるものとなっていない等、被災者の労働時間を正確に反映しているとはいえない部分がある。

この点、監督署長は、平成〇年〇月において被災者が8日の休日を取得していたとしているが、被災者は同月において4回の日直勤務を行っていることが会社資料から明らかであり、同4日間は休日出勤を行っていることと認められる。さらに、被災者の業務用携帯電話のメール履歴を踏まえると、監督署長が〇月に取得したと判断している5日の休日のうち1日（同年〇月〇日）については、休日出勤を行っていることと認められる。

このことは、被災者の上司であったF部長代理による「休日であっても翌日が仕事の場合は、夕方に分荷作業のために出勤します。」「翌日の自分の作業が楽になるので、ほとんどの人は出勤しています。」との申述や被災者は「休みたいと言うタイプではなかった。」とする申述とも整合する。

オ 被災者が、分荷作業を行う場合、おおむね午後4時から4時30分頃に出勤し、午後7時から8時程度まで勤務していたことは、勤務時間管理表や会社関係者からの申述から明らかであり、当審査会としては、当該休日についても、被災者は1日当たり3時間程度、当該作業に従事していたものと判断する。

カ 次に、出張時の労働時間についてみると、監督署長は、被災者が会議に出席している時間のみを労働時間であると認定しているところ、被災者の同僚であったG係長は、出張の際、「移動中の電車の中や現地に到着して会議が始まる前に残った仕事をする人もおり、被災者はそのようなことをするタイプだったと思う。」と申述している。上記のとおり、被災者は休日においても翌日の分荷作業のために出勤していたという事実も勘案すると、当審査会としては、出張先において、被災者が通常の勤務時間帯に業務以外のことを行っていたとは推認し得ず、被災者は出張時においても通常と同様に業務を行っていたと推認することが合理的であると判断する。

したがって、少なくとも被災者が宿泊を伴う出張を行っている場合であって、帰社のための移動の開始が午後であったと想定されるものについては、被災者が午前中4時間程度の業務に従事していたものとみなすことが相当である。

キ このほか、被災者が所属する会社が立地するHにおいて、平成〇年〇月〇日に祭が開催されているところ、被災者には祭手当が支給されており、午前中は当該祭に関連した業務に従事し、午後は通常と同様に分荷作業等に従事していたと判断する。

ク こうしたことから、当審査会において、被災者の休日における分荷作業や出張中の状況等を踏まえて試算したところ、被災者の発症前の時間外労働時間数は、それぞれ1か月前63時間05分、2か月前58時間00分、3か月前83時間05分、4か月前80時間27分、5か月前93時間30分、6か月前102時間30分となった。この結果、被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間数は80時間06分となり、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされているおおむね80時間を超えるものとなる。

また、監督署長や会社関係者が認めているとおり、被災者が従事している業務の性質上、休息をとれる全日の休日は取得しにくく、最長で同年〇月〇日から〇月〇日までの1か月半程度に及ぶ連続勤務に従事していたこと、さらには、その後も2週間を超える連続勤務に繰り返し従事していたことも、相当の負荷要因になったものと考えられる。

ケ なお、請求人は、休日に業務に関するメールの着信や送信があったことをもって、被災者が原則として休日出勤をしていたものと認めるべきであると

主張しているが、上記のとおり、メールの送受信の状況等も踏まえ、当審査会は、監督署長が休日とした日のうち5日間について分荷作業を行ったことを認めたところであり、一件記録を精査しても、当該日数以上に被災者が休日において具体的な業務に従事していたと合理的に推認し得る資料を見いだすことはできない。

コ 被災者には、本件疾病の発症に寄与したと認められる既往症ないし基礎疾病があったとは確認されていない。

以上のことから、被災者には本件疾病発症前、長期間にわたって業務の過重負荷が認められるものであり、被災者の本件疾病発症と業務との間には相当因果関係があると判断する。

3 結 論

以上のとおり、被災者に発症した本件疾病及びその死亡は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。